

全建連新聞

社団法人 全国中小建築工業団体連合会
東京都港区赤坂2丁目2番19号 千107
アドレスビル内
電話 03(586) 3381
購読料送料共 半年200円 1ヵ月400円

規模/技術/品質を誇る
施設省防火建築材料認定品
三菱石膏ボード
発売元 三菱商事株式会社
製造元 日東石膏株式会社
日本石膏ボード株式会社

中小建築業者の総集を



全建連第三回定期総会(通算六回)は、五月十九日、カラッと晴れた都庁で開催された。当日は、全国各地より三五〇名の代表と建設労働者代表多数が出席した。今年度の進められ、むこう一年間の予算と事業計画を原案として決定した。また、総会の席上で業界の振興に功績のあった一四六名の方々が表彰された。

総会には、午後二時、中村藤治郎副会長の開会宣言が、中井会長から、「敬しい情勢の中、中小建築業者の発展のため、会員諸氏の努力を期待します。」と挨拶があった。

ついで、業界の振興等に尽力したとして功績三十八名、技能四〇名、勤続功六八名の計一四六名(氏名は二面に掲載)に表彰状が授与された。また、五〇年度中に叙勲勲章、大臣表彰などの栄誉に浴された九名の方々に記念品が贈られた。

このあと、建設・労働副大臣(代選)の祝辞をはじめ、国会議員、東京都工務局長、カナダ・プリンシパル・コロンビア州林産課審

一四六名の功績者を表彰
13項目の事業を決める

計画案が提案されたが、業界が直面している重大な時期に当たり、結果をよめて経営の後進性から脱皮し、業界の安定的な成長、発展を確保するため積極的に対処していくことを認識した。

また、五十一年度の収支予算案、建設業振興基金の執行事業に對する定款の一部改正案を議決した。別記のとおり役員候補の補充を行って、午後四時、副会長の閉会の挨拶で会を閉じた。

▲理事▼
曾武川喜正氏(組・新潟県建築組合連合会会長)、菊岡忠治氏(横浜土木協同組合理事長) ▲監事▼

熊本が加入
熊本市建築組合(熊本仁吉会長)では、以前も全建連加入のため準備を進めていたが、このほど正式に加入した。

同建築組合は職能訓練校を運営しており、後進の養成に力を入れている。

▽所在地 熊本市大江六丁目二七の二五〇電話 〇九六三三三六一八五五

また、全建連新聞第五五号で紹介の防止金員のノーカー、平尾商店が全建連の事業に賛同し加入の申し込みがあった。

表彰を受ける高原さん

▲(一)優良業者の育成
▲(二)建築相談コーナー等の設置
▲(三)住宅金融公庫の融資財源増大などの働きかけ
▲(四)適正施工、アフターサービスによる需要者に対する信用力の確保対策
2. 在来工法の合理化対策
▲(一)資材流通の合理化
▲(二)部品・部材の標準化
▲(三)良質な技術・技能力の確保と省力化
3. 経営の近代化・合理化対策
▲(一)企業の体質改善、協業化受注方法等の改善指導
▲(二)経営管理、会計管理等に關する講習会の開催
▲(三)建築資材の共同購入とそのあつ旋
▲(四)建設業振興基金の活用
4. 工事費適正化の確保
▲(一)建築工事の適正化の確保と合理的な積算の指導

五十一年度事業計画

これからの住宅需要動向として、人口の地方分散等の移動、世帯増加、同居世帯の解消、老朽化、狭小住宅を原因とする建て替え等の需要は或る程度の水準を確保し考えられる。

しかし、反面、景気動向による住宅需要の急激な変動の可能性も少なくない。それに木材資源の海外依存度の高いことも不安要因としてあげられる。

▲(一)優良業者の育成
▲(二)建築相談コーナー等の設置
▲(三)住宅金融公庫の融資財源増大などの働きかけ
▲(四)適正施工、アフターサービスによる需要者に対する信用力の確保対策
2. 在来工法の合理化対策
▲(一)資材流通の合理化
▲(二)部品・部材の標準化
▲(三)良質な技術・技能力の確保と省力化
3. 経営の近代化・合理化対策
▲(一)企業の体質改善、協業化受注方法等の改善指導
▲(二)経営管理、会計管理等に關する講習会の開催
▲(三)建築資材の共同購入とそのあつ旋
▲(四)建設業振興基金の活用
4. 工事費適正化の確保
▲(一)建築工事の適正化の確保と合理的な積算の指導

住宅施工士(仮称)制度 建設大臣に陳情

建設大臣に陳情した「住宅施工士管理団体の創設について」の内部的作業をすすめていたが、去る五月二日、細坂副会長、田中(良)技術対策部会担当理事が建設省において竹下建設大臣と会談、その実現方について強力な申入れを行った。会談の席上には、住宅局大田建築指導課長、同課長補佐が加わり、創設するに当たっての諸懸案について意見の交換が行われた。全建連事務局では、これをうけて、翌二十一日建築指導課、住宅生産課と実務打合せを行っており、住宅局二課、全建連との間に委員会を早急に設け実現をいそぐことになった。

建築基準法改正案 継続審議に

昭和四十九年から継続審議を続けていた建築基準法の一部改正案が五月二日、一部修正を加えられて衆議院を通過し、参議院にまわされたが、結局会期が来て成立せず継続審議となった。

修正を加えられたのは、今回の改正案の「目玉商品」とも言うべき「既存特殊建築物に対する防災設備の取り付け義務付け」を「一改正案を削除すること」と、「日影基準を全国一律」から「地域の特殊性に応じて地方公共団体が条例で指定する」に地方公共団体の権限を生かしたものである。

「既存特殊建築物に対する防災設備の取り付け義務付け」の改正案を削除することの理由は、現在の防火設備等の不完全なまま、費用の高額等によるものである。

しかし、同改正案が削除されれば、現行の防火設備等の不完全なまま、費用の高額等によるものである。

民間労賃を調査

大工、とびなど五職種

建設省では、民間工事に従事している労働者を対象に賃金調査をおこなう。

これは賃金の実態を把握し、適正な賃金を定める基礎資料として、今後の建設労働者に対する賃金政策の策定に役立つものである。調査の方法は、内訳等は次のとおりである。

▽調査職種
造園工、大工、とび工、鉄筋工、型枠工
▽調査方法
事業所数は各職種ともおおむね二百五十事業所、合計千事業所とする。調査の対象となる事業所は、技能の熟練度に応じて熟練工、普通工、非熟練工(見習工)の四段階に区別する。

日影による中高層の建築物の制限	第一種住居地域	第二種住居地域	用途地域
制限	第一種住居地域 第一種中高層住居専用地域 第一種中層住居専用地域 第一種低層住居専用地域	第二種住居地域 第二種中高層住居専用地域 第二種中層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域 第一種中層住居専用地域 第一種低層住居専用地域
制限の緩和	第一種中高層住居専用地域 第一種中層住居専用地域 第一種低層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域 第二種中層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域 第一種中層住居専用地域 第一種低層住居専用地域

昭和四十九年六月三十日の一月を対象期間とし、七月一日より七月三十一日まで。

なお、全建連は大工部門の調査をうけて

▼今年もまた暑い夏がやってくるが、夏バテを防ぐ昔からの生活の知恵がいくつかある。土用の丑の日を定めてスタミナをつける方法もあれば、梅酒のように口あたりのすっきりしたもので暑払いに体力維持を兼ねたものもある。梅干しは船酔い、胸やけ、腹痛などの家庭薬として日頃重宝している。果実を酢につけて梅酒として用いるようになったのは江戸時代のおわりごろだといわれる。この効用は胃腸を整え、夏まけの予防に効果的といえる。夏まけの予防に効果的といえる。夏まけの予防に効果的といえる。

あれこれ

梅酒の作りかた

梅酒の作りかたは、梅の実を洗って、砂糖を加えて漬ける。漬けた後、酒粕を加えて発酵させる。発酵が終わったら、酒粕を漉き取り、再度発酵させる。最後に、酒粕を漉き取り、再度発酵させる。最後に、酒粕を漉き取り、再度発酵させる。

梅酒の作りかたは、梅の実を洗って、砂糖を加えて漬ける。漬けた後、酒粕を加えて発酵させる。発酵が終わったら、酒粕を漉き取り、再度発酵させる。最後に、酒粕を漉き取り、再度発酵させる。

